

議 長 日程第8「議案第28号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和元年8月20日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。証明書コンビニ交付サービスの導入に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。これより担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、証明書コンビニ交付サービスに伴う改正でございます。

議案を2枚おめくりいただき、3枚目の参考資料、新旧対照表をごらんください。コンビニ交付サービスでは一律1件300円となるため、松田町手数料徴収条例第2条第22号にコンビニ等に設置の多機能端末機による交付する場合には、住民票の写しの交付手数料は1件300円とする改正を追加するものでございます。

1枚おめくりいただき、議案本文の附則でございます。施行期日につきましては、令和元年10月1日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番 平 野 コンビニでの交付でも1件300円ということで、コンビニの手数料に関してはどうなるか御確認お願ひいたします。

町 民 課 長 コンビニに支払う手数料といたしましては一律115円でございます。以上です。

1 番 平 野 これは利用者負担ということでよろしいでしょうか。

町 民 課 長 115円の、300円のうちの115円でございますので、利用者が負担するというところでございます。300円のうち115円をコンビニのほうに支払う形、コンビニというか税率に払うということでございます。

議

長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑ないようでございますので、質疑なしと認めます、これより討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第28号松田町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。